

令和3年2月15日

住宅ローンをご利用いただいているお客様へ

丸八信用組合

住宅ローンの約定見直しのご案内

平素は当組合の住宅ローンをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、現在ご利用いただいております住宅ローンについて、令和3年3月1日より約定を見直し、固定金利適用期間終了後、10年固定金利を再選択できることとしました。

また、現在変動金利をご利用のお客様についても、お申し出により10年固定金利を選択できることとしました。

ご希望の場合は、融資課までお申し出ください。

なお、現在固定金利をご利用のお客様におかれましては、固定金利適用期間終了時に固定金利再選択のご案内をさせていただきます。

ご不明な点がございましたら、融資課までお問い合わせください。

丸八信用組合 融資課（市役所西庁舎5階）

電話 （052）951-1249

市役所内線電話 3467

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">[約 定]</p> <p>[変動金利のみに適用される規定]</p> <p>第2条（変動金利の適用利率）</p> <p>1 利率は、金銭消費貸借契約証書記載の利率から、第3条の規定に従って変動する変動金利とします。また付利単位は、1円とします。</p> <p>2 <u>金銭消費貸借契約証書記載の利率は、借入日において、組合が日銀発表短期プライムレート（最頻値）の上下5%の範囲内で金融情勢等を勘案して定める金利とします。ただし、上記短期プライムレートの発表が廃止された場合には、組合が一般に相当と認められる金利を定めるものとします。</u></p> <p>第3条（利率の変更幅の算出及び変更日）</p> <p>1 利率の引上げ幅又は引下げ幅の算出は年2回4月1日と10月1日を基準として行うものとし、基準日（借入日が前回基準日以降の場合は借入日）における<u>日銀発表短期プライムレート（最頻値）</u>と前回基準日における<u>日銀発表短期プライムレート（最頻値）</u>の差をもって利率を引上げ、又は引下げするものとします。但し、利率は、年0.7%を下限とします。</p> <p>2 前項により利率を変更する場合、変更後の利率の適用開始日は次のとおりとします。</p> <p>(1) 基準日が4月1日の場合は、基準日の属する年の7月の約定返済日の翌日とし、8月の約定返済日から新利率による返済が始まるものとします。</p> <p>(2) 基準日が10月1日の場合は、基準日の翌年の1月の約定返済日の翌日とし、翌年2月の約定返済日から新利率による返済が始まるものとします。</p> <p>第6条（変動金利から固定金利への変更）</p> <p>変動金利の適用を受ける借入人は、<u>償還期間中は、固定金利への変更はできないものとします。</u></p> <p>[固定金利のみに適用される規定]</p> <p>第7条（固定金利選択期間中の適用利率）</p> <p>金銭消費貸借契約証書記載の固定金利は、固定金利適用期間中は変更しないものとします。ただし、金融情勢の著しい変化その他相当の事由がある場合には、金銭消費貸借契約証書記載の利率を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。変更にあたっては、あらかじめ書面により通知するものとします。</p>	<p style="text-align: center;">[約 定]</p> <p>[変動金利のみに適用される規定]</p> <p>第2条（変動金利の適用利率）</p> <p>1 略</p> <p>2 (削 除)</p> <hr/> <hr/> <p>第3条（利率の変更幅の算出及び変更日）</p> <p>1 利率の引上げ幅又は引下げ幅の算出は年2回4月1日と10月1日を基準として行うものとし、基準日（借入日が前回基準日以降の場合は借入日）における<u>基準利率</u>と前回基準日における<u>基準利率</u>の差をもって利率を引上げ又は引下げするものとします。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <hr/> <p>2 略</p> <p>第6条（変動金利から固定金利への変更）</p> <p>変動金利の適用を受ける借入人は、<u>固定金利の選択に関する特約書を提出した場合に限り、固定金利へ変更できるものとします。</u></p> <p>[固定金利のみに適用される規定]</p> <p>第7条（固定金利適用期間中の適用利率）</p> <p>金銭消費貸借契約証書記載の固定金利は、固定金利適用期間中は変更しないものとします。ただし、金融情勢の著しい変化その他相当の事由がある場合には、金銭消費貸借契約証書記載の利率を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。変更にあたっては、あらかじめ書面により通知するものとします。</p>

第8条（固定金利適用期間）

固定金利適用期間は、融資実行日が1月から6月までの間に属する融資については、融資実行日に固定金利年数を加えた年の7月の基準日(17日)までとし、融資実行日が7月から12月までの間に属する融資については、融資実行日に固定金利年数を加えた年の翌年1月の基準日（17日）までとします。

第9条（固定金利適用期間終了後の適用利率）

固定金利適用期間終了日の翌日以後は、自動的に変動金利が適用され、再度固定金利を適用できないものとします。この場合、適用される利率は、第2条に定めるところ（ただし、第2条の「借入日」とあるのを「固定金利適用期間終了日の翌日」と読み替えるものとする。）に従い、設定、変動します。

第12条（固定金利選択期間中の変動金利への変更）

固定金利選択期間中は変動金利への変更及び適用期間の変更はできないものとします。

[固定金利・変動金利に共通に適用される規定]

第37条（合意管轄裁判所）

借入人及び連帯保証人は、本契約に関する紛争については、組合の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します

第8条（固定金利適用期間）

1 固定金利適用期間は、融資実行日が1月から6月までの間に属する融資については、融資実行日に固定金利年数を加えた年の7月の基準日(17日)までとし、融資実行日が7月から12月までの間に属する融資については、融資実行日に固定金利年数を加えた年の翌年1月の基準日（17日）までとします。

2 再固定金利適用期間についても、前項の規定を準用（ただし、前項の「融資実行日」とあるものを「再固定金利実行日」と読み替えるものとする。）します。

第9条（固定金利適用期間終了後の適用利率）

1 固定金利適用期間終了日の翌日以後は、自動的に変動金利が適用されます。この場合、適用される利率は、第2条に定めるところ（ただし、第2条の「借入日」とあるのを「固定金利適用期間終了日の翌日」と読み替えるものとする。）に従い、設定します。

2 上記に関わらず固定金利適用期間終了後、引続き固定金利を適用する場合は、固定金利適用期間終了日までに組合所定の特約書を提出することにより、再度固定金利を適用できるものとします。固定金利適用期間終了月の約定返済日の翌日以降に適用される再度の固定金利適用利率は、金融情勢を勘案して利率を定め、固定金利期間中は利率を変更しないものとします。ただし、金融情勢の著しい変化その他相当の事由がある場合には、特約書記載の利率を一般に行われる程度のもに変更することができるものとします。変更にあたっては、あらかじめ書面により通知するものとします。

第12条（固定金利適用期間中の変動金利への変更）

固定金利適用期間中は変動金利への変更及び適用期間の変更はできないものとします。

[固定金利・変動金利に共通に適用される規定]

第37条（合意管轄裁判所）

借入人及び連帯保証人は、本契約に関する紛争については、組合の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します

以上